

禁煙治療費を助成します。



品川区禁煙外来治療費助成金交付事業

1 対象者

禁煙外来治療を希望する方で次の要件をすべて満たす方。

- (1) 品川区に住所を有する満20歳以上の方
- (2) 本事業において助成金の交付を受けたことがない方

2 定員

50人(申込順)

3 助成対象経費および助成金額

禁煙外来実施医療機関が実施する禁煙治療において支払った治療費および医師の処方に基づいて購入した禁煙補助薬の購入費が対象となります。ただし、本事業の登録の日から6ヶ月以内に支払った費用に限ります。

助成対象経費:初診料・再診料・ニコチン依存症管理料・処方料および処方箋料
調剤基本料、薬剤服用歴管理指導料・薬剤料など

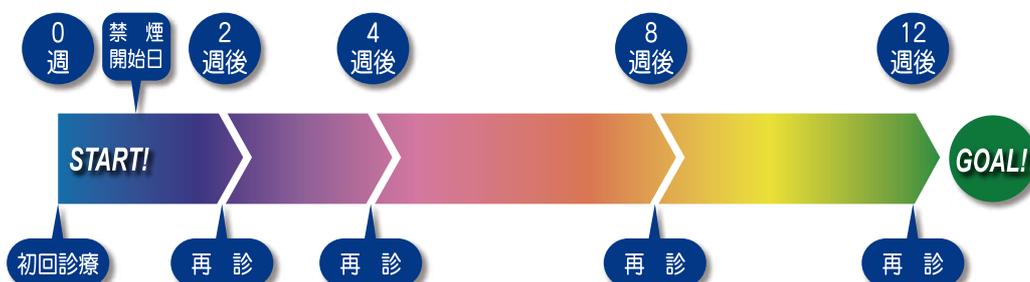
助成金額:自己負担額(上限額1万円)
※100円未満の端数が生じたときは切り捨て

参考

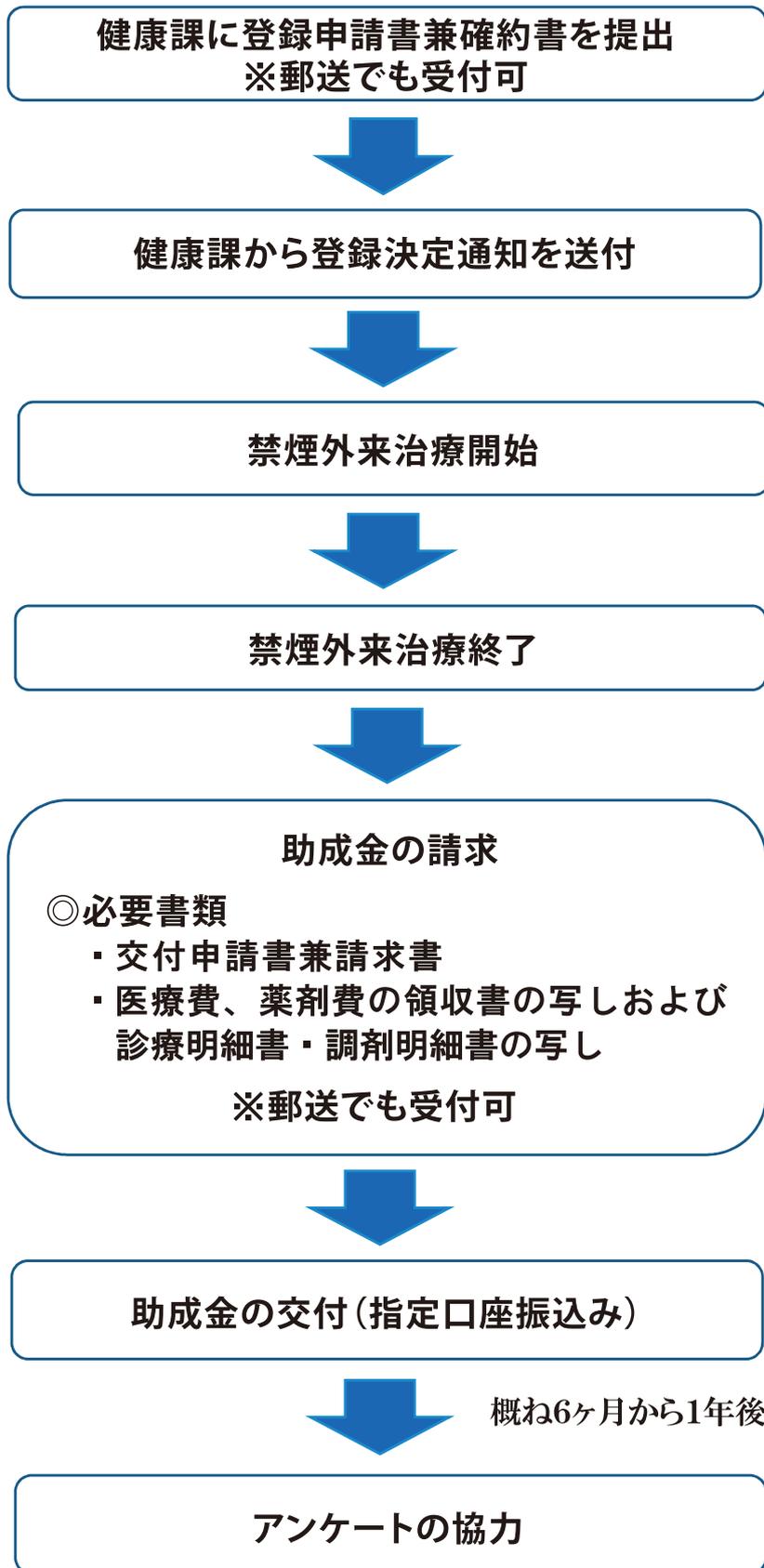
(1) 禁煙外来治療の費用

- ① 保険診療の場合:1万3千~2万円程度
- ② 保険外診療の場合:4万3千~6万6千円程度

(2) 標準治療期間および回数



4 助成までの流れ



登録日から6ヶ月以内に請求

概ね6ヶ月から1年後

5 申請先・お問い合わせ

〒140-8715 品川区広町2-1-36
品川区健康推進部健康課健康づくり係
TEL 03-5742-6746